



2025年5月14日

各 位

会 社 名 滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 瀧澤 太 郎
本 店 所 在 地 栃木県栃木市泉川町 556 番地
(コード番号 2 2 9 3 東証スタンダード市場)
問 い 合 っ せ 先 常務取締役管理本部長 山口 輝
電 話 番 号 0282-23-5640

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年3月25日付で「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2025年6月25日開催予定の第75回定時株主総会（以下同総会という。）でのご承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

これに伴い、2025年5月14日開催の取締役会において、同総会に付議する定款一部変更案を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2025年3月25日付で「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同総会でのご承認を前提として、監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、ステークホルダーの期待に、より適確に応え得る体制を構築することを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行することとしております。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙「定款一部変更案」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年6月25日（予定）

以 上

<別紙>

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～ 3. (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員ある取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により取締役 (監査等委員である取締役を除</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、および取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p><u>く。)の中から選定する。</u> (代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</u> (現行どおり)</p> <p>3. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (重要な業務執行の決定の委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会規程) 第28条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) <u>第29条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第30条 (条文省略)</u> 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第31条 (現行どおり)</u> 2. 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変 更 案
<u>(監査役会の決議の方法)</u>	
第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u>	
第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u>	
第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u>	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u>	
第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	
第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削 除)
2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u>
(新 設)	第32条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
(新 設)	第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新 設)	第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 7 条 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第 47 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459
<u>(期末配当金)</u>	
<p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	(削 除)
<u>(中間配当金)</u>	
<p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>	(削 除)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第50条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前第2項のほか、当会社は基準日を決めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第75回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上